対象	クラウド録画カメラサービス「coomonita (コーモニタ)」規約 現改比較表		
	~2021年6月29日	2021年6月30日~	
第2条3項	「対応ハードウェア」とは、当社が登録ユーザーに販売する、本サービスを利用するためのネットワークカメラその他のハードウェアを意味し、第5条第1項に定める利用料金に掲載される物品のことをいいます。	「対応ハードウェア」とは、当社が登録ユーザーに販売又は貸与 する、本サービスを利用するためのネットワークカメラその他のハードウェアを意味し、第5条第1項に定める利用料金に掲載される物品のことをいいます。	
第2条4項	無	「レンタル品」とは、対応ハードウェアのうち、当社が登録ユーザーに 貸与する 物品のことをいいます。	
第3条5項	無	レンタル品を利用する場合の利用契約の契約期間(以下「レンタル利用期間」といいます。)は、レンタル品の引渡し日にかかわらず、利用開始日を含む月の1日を開始日とし、1か月単位で定めるものとします。解約その他の理由により月の途中で利用契約が終了した場合においても、利用料金の日割り計算は行わないものとします。	
第3条6項	無	登録ユーザーがレンタル品を利用する場合、当社は利用契約に基づき登録ユーザーに対しレンタル品を貸与し、登録ユーザーはこれを借り受けます。登録ユーザーは、前項に定めるレンタル利用期間の中で 本サービス を利用できるものとします。	
第4条2項	前項に関わらず、第5条第1項で定める利用料金にて指定する本サービスの一部について、当社が登録ユーザーに本サービスの提供を開始した日から起算して第5条第1項で定める利用料金で指定する期間(以下「違約金発生期間」といいます。)内に登録ユーザーが本サービスに係る契約を解約する場合は、当社が指定する料金を当社が別途指定する支払期日までに一括して支払うものとします。	(以下「違約金発生期間」といいます。)内に登録ユーザーが本サービ	
第4条3項	無	レンタル品を利用する場合、登録ユーザーは、レンタル利用期間満了又は利用契約の解約により利用契約が終了したときは、利用契約終了日の翌日から起算して3営業日以内にレンタル品を原状に復した上で当社が指定する場所に返却するものとします。 なお、返却されたレンタル品に対する登録ユーザーの原状回復義務の完了または未完了は当社の判断によるものとします。当社は、登録ユーザーから返却されたレンタル品の原状回復義務の履行が未完了であると判断した場合、当社の裁量により当該レンタル品の原状回復を行うものとし、登録ユーザーが画状回復したレンタル品を当社が指定する場所に返却するまで、又は当社がレンタル品の原状回復を行いその費用の支払いを登録ユーザーが完了するまで、当該レンタル品にかかる利用契約は継続するものとします。期日までにレンタル品の返却が確認できない場合は、レンタル利用期間は自動的に1か月延長したものとみなされ、登録ユーザーは1か月分の利用料金を支払うものとします。延長されたレンタル利用期間満了時も同様とし、返却又は支払が確認できない限りレンタル利用期間が自動的に延長するものとします。	
第5条4項	当社に申し出た場合には、その申出のあった日を含む月の翌々月より変	登録ユーザーが当社指定の方法に従い契約中のプランを変更したい旨を 当社に申し出た場合、当社が応諾したときはその申出のあった日を含む 月の翌々月より変更後のプランを利用できるものとし、利用を開始した 当該月より変更後プランの利用料をいただきます。また変更及び解約並 びに停止時には登録ユーザーは当社が別途定める手数料を支払う場合が あります。	
	第2条4項 第3条5項 第3条6項 第4条2項	対象	

19	第10条15項	無	レンタル品を利用する場合、登録ユーザーは、レンタル品について、第 三者から強制執行その他の法律的、事実的侵害、不正利用がないように 保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに当社 に通知し、かつ速やかにその事態を解消します。この場合において、当 社が必要な措置をとったときは、登録ユーザーは当社の支払った一切の 費用を負担します。
18	第10条14項	無	レンタル品を利用する場合、登録ユーザーは、善良なる管理者の注意義務をもってレンタル品を管理し、利用契約の目的以外にレンタル品を使用しないものとします。
17	第10条13項	無	レンタル品の違法又は不正な使用により第三者に損害が生じたときは、登録ユーザーの費用と責任において一切を解決するものとし、当社は何らの責任を負わないものとします。
16	第10条12項	無	LTE関連サービスを契約する登録 ユーザーは利用場所がNTTドコモが提供するLTE通信サービスの提供エリア内であることを確認するものとします。
15	第10条11項	無	前項に関わらず、レンタル品の欠陥(登録ユーザーの責めによらない事由)によりレンタル品が正常に動作しない場合は、当社は、レンタル品をすみやかに交換または修理するものとし、登録ユーザーは、交換または修理期間中の料金の支払を要します。当社は、本項に定める場合および当社の故意または重過失による場合を除き契約不適合責任を負いません。
14	第10条7項	登録ユーザーは、対応ハードウェアの対価として、第5条第1項に定める 利用料金を当社に支払います。	登録ユーザーは、対応ハードウェアの購入もしくは借受の対価として、 第5条第1項に定める利用料金を当社に支払います。
13	第10条6項	対応ハードウェアに関する危険負担及び所有権は、本件検査に合格した場合、本件検査終了時点で当社から登録ユーザーに移転します。	対応ハードウェアに関する危険負担及び所有権は、本件検査に合格した場合、本件検査終了時点で当社から登録ユーザーに移転します。ただし、レンタル品の所有権は登録ユーザーには移転しません。
12	第8条1項(21)		対応ハードウェアの一部を構成するソフトウェアについて、複製、変 更、譲渡、使用権設定等、著作権を侵害する一切の行為
11	第8条1項(20)		対応ハードウェアを分解したり、レンタル品の対応ハードウェアの所有権を示す標識を破棄したりする行為
10	第8条1項(19)		当社の書面による承諾を得ずレンタル品を第三者に譲渡したり転貸したりする行為
9	第5条9項		当社は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお登録ユーザーから支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。
8	第5条6項		第1項に定める利用料金における「基本サービス」及び「オプションサービス」の利用契約(変更を除く)を同日に締結した場合は、「オプションサービス」は初月無料として取扱い、「基本サービス」及び「オプションサービス」の利用契約を各々異なる日に締結した場合は、「オプションサービス」は初月有料として取り扱う場合があります。

20	第10条16項	無	レンタル品の返却に要する費用は、登録ユーザーの負担とします。登録ユーザーがレンタル利用期間満了後又は利用契約終了後(第16条に基づく事由を含むがこれに限りません)も第4条第3項の定めに従いレンタル品を当社に返却しない場合、当社または当社が指定した者が自らレンタル品を回収できるものとし、これを予め登録ユーザーは承諾します。なお、この場合に回収に要した費用は登録ユーザーの負担とします。
21	第12条1項	登録ユーザーが本サービスを通じて送信した映像データの知的財産権は、登録ユーザー又は登録ユーザーに権利を許諾した者に帰属するものとします。但し、当社もしくは当社が指定する者は、登録ユーザーが本サービスを通じて送信した映像データを、当社の裁量により、本サービスの提供及び運営並びに向上する目的で利用したり、個人を識別できない形式に加工して解析結果を第三者に提供したりできるものとします。登録ユーザーは、当該データに関する権利が当社もしくは当社が指定する者に帰属することに同意します。	登録ユーザーが本サービスを通じて送信した映像データの知的財産権は、登録ユーザー又は登録ユーザーに権利を許諾した者に帰属するものとします。但し、当社もしくは当社が指定する者は、登録ユーザーが本サービスを通じて送信した映像データを、当社の裁量により、本サービスを提供及び運営並びに向上する目的で利用したり、個人を識別できない形式に加工して解析結果を第三者に提供したりできるものとします。登録ユーザーは、当該データに関する権利が当社もしくは当社が指定する者に帰属することに同意します。
22	第12条6項	当社は、第9条による本サービスの廃止のほか、 当社は第4条又は第16条の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本契約が終了したときは、映像データを削除します。この場合において、当社は、映像データの削除に起因する登録ユーザー又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。	当社は、第9条による本サービスの廃止のほか、当社は第4条又は第16条の契約の解約があったとき、又は期間の満了により利用契約が終了したときは、映像データを削除します。この場合において、当社は、映像データの削除に起因する登録ユーザー又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。
23	第15条2項	当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第17に定める範囲で責任を負うものとします。	当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第17条に定める範囲で責任を負うものとします。
24	第16条	当社が行う本契約の解約	当社が行う利用契約の解約
25	第16条1項		当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、あらかじめ登録ユーザーにそのことを通知の上、利用契約を解約することがあります。
26	第16条2項	前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじ め通知をせずに、本契約を解約することがあります。	前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじ め通知をせずに、利用契約を解約することがあります。
27	第16条5項	基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マ	本条に基づき利用契約が解約された場合、登録ユーザーは、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。
28	第17条3項		本サービスは、当社以外の第三者が提供するサービス(以下「外部サービス」といいます。)と連携することがありますが、かかる連携を保証するものではなく、本サービスにおいて外部サービスと連携できなかった場合でも、当社はその責任を負いません。LTEサービスエリア外やLTEサービスの通信が弱い場所で利用したことによる画像の欠落に対して当社は一切の責任を負いません。
	L		

29	第17条9項	理由により、その提供をしなかったことに起因して登録ユーザーに生じ た逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負う	た逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負う ものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特
30	第18条4項	無	登録ユーザーは、レンタル品に滅失(修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ)、損傷、動作不良等が生じた場合、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。なお、レンタル品が滅失したときは、本項に基づく損害賠償金の支払完了と同時に利用契約は終了します。また、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、塩害、薬品及び金属粉その他原因の如何を問わず、レンタル品に損害又は損傷、滅失、盗難等が発生した場合、登録ユーザーは本規約に定める義務を免れないものとします。レンタル品の損傷に対して当社が修理を行った場合、登録ユーザーはその修理費相当額を当社に支払います。